

# ウィズスクエア

(ウィズスクエア日本橋・ウィズスクエア銀座・ウィズスクエア福岡 共通)

『 会員規約 』

『 利用注意事項 』

WisSquare／有限会社トラスト

(本社・日本橋店)

東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋KNビル4F

TEL 03-5201-3722

(銀座店)

東京都中央区銀座3-9-19 吉澤ビル7F

TEL 03-5542-1501

(福岡店)

福岡県福岡市中央区大名1-3-7 サウスステージ13階

TEL 092-406-5539-

## 規 約

1. 本規約は入会規約としての効力を有します。
2. 当会員としての権利を取得した際には、入会金・月基本料金を、弊社指定口座に前納します。
3. 当会員としての権利を取得した際には、規則・細則並びに諸規則を遵守し、利用料金その他の費用を弊社指定口座に遅滞なく支払います。
4.
  - 1) 会員資格期間は入会承認した日の翌日以降、入会金・基本料金を前納した日より会員が資格を喪失した日までとします。
  - 2) 3ヶ月間は退会、及び、会費減少を伴う契約内容変更は、することができません。
  - 3) 会員資格の譲渡は出来ないものとします。
5. 会員は当サービス利用に関して、権利義務を代行する機関や代理人を別に設けることはできません。
6. 本規約に定めのない事項については、双方誠意を以って協議の上、解決することを了承します。

### 第一章 総 則

#### 第1条 [名称]

本サービスは「ウィズスクエア」と称します。

#### 第2条 [本部]

本サービス事務局は有限会社トラストに設けるものとします。

#### 第3条 [運営]

会員へのサービスは「ウィズスクエア」の事務局及び、その関連事業部がその任にあたります。

#### 第4条 [目的]

本サービスの利用の会員が、本システムを利用することにより、個業・事業を円滑に遂行し、且つ継続・維持・拡大していくことを目的とします。

#### 第5条 [効力]

各サービスの利用規則は、本規則、細則に準ずる効力を有するものとします。

### 第二章 会員の権利・義務

#### 第6条 [会員登録]

「ウィズスクエア」は会員登録をし、管理します。会員登録に関する必要事項をご記入いただけない場合は、登録を行いません。

#### 第7条 [基本料金]

会員は毎月の基本料金を前納しなければなりません。尚、基本料金は月払いをし、他サービス利用料金は別途料金がかかります。利用期間が1ヶ月(30日間)未満の場合は、基本料金は原則としてこれを返還いたしません。

#### 第8条 [サービス及び施設の利用]

会員は本サービス及び施設を利用する際は、所定の手続きを行い、利用料金を支払わなければなりません。

### 第三章 会員資格

#### 第9条 [会員資格] 本サービスに賛同するもので、「ウィズスクエア」が認めたものを会員とします。

- ① 会員は、事業を営んでいる、若しくはそれに準ずる方に限ります。
- ② ネットワークビジネス・及び宗教布教活動を目的とした方のご入会は固くお断りしております。

#### 第10条 [利用手続]

本サービスの利用を希望するものは、所定の申込手続を行い、承認を得るとともに、

「ウィズスクエア」の登録完了手続を受けなければなりません。

(虚偽の申告があった場合は会員資格喪失となります)

#### 第11条 [有効期限]

「ウィズスクエア」が入会を認め、入会金・月基本料金の前納を以って、入会を有効とし、

原則、1ヶ月単位(月の1日から月末まで)とします。尚、月の中途入会についても月末を以って1ヶ月と

します。(但し、基本料金は日割計算。)有効期限の1ヶ月前までに退会の申し出がなく「ウィズスクエア」

が引き続き会員として認める場合は「ウィズスクエア」の定める基本料金を納入することにより、会員資格は継続できます。

#### 第12条 [除名等]

「ウィズスクエア」は会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格の一時停止又は除名をすることができます。

- 1) 基本料金その他利用料金が2ヶ月連続で未納の時
- 2) 本規約、その他「ウィズスクエア」の定める規則に違反したとき
- 3) 本サービス、又は当社の名誉、信用を損し、又は秩序を乱したとき
- 4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
- 5) その他、会員として品位を損なうと認められる行為のあったとき

#### 第13条 [会員資格の譲渡]

原則として会員資格の譲渡はできないものとします。

#### 第14条 [登録変更の停止]

登録変更は、基本料金、その他滞納金がある場合には、その手続をすることができません。

#### 第15条 [会員資格の喪失]

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 退会・・・退会は会員任意都合によるもので、再度の入会が可能です。
- 2) 除名・・・再度の入会は不可能となります。
- 3) 破産宣告を受けたとき・・・審査の結果再度の入会が可能です。
- 4) 利用の停止と喪失・・・基本料金が2ヶ月未納の場合、未払い分のお支払いが完了するまで、サービスの利用停止を停止し、その後30日を越えてもお支払いがない場合は会員資格喪失となります。
- 5) 会員資格喪失後・・・資格喪失後に住所、電話、FAXの利用が認められた場合、利用期間の月会費を支払う必要があります。

### 第四章 その他

#### 第16条 [サービス及び施設の廃止・及び利用制限]

火災・法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合は、当社はサービス及び施設の全部または一部を廃止し、又、その利用を制限することができます。

第17条 [細則]

本規則に定めない事由、及び本サービス運営遂行上必要な細則は「ウィズスクエア」がこれを新たに定めます。

第18条 [改訂]

本利用規則の改定、変更は「ウィズスクエア」の定めるところに依るものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

## 「WisSquare」利用注意事項

### 1. 利用料金

この施設の利用料金は、各店舗（ウィズスクエア日本橋・ウィズスクエア銀座・ウィズスクエア福岡）サービスシステム利用料金表に基づき計算されます。

### 2. 利用料金支払いの義務

利用料金の支払いの義務は、利用申込承認後の利用可能日から発生するものとします。

### 3. 利用料金の支払方法

- 1) 利用料金等の支払いは、原則的に請求書発行日の当月指定日（毎月 23 日または 26 日）に、「ウィズスクエア」会員の指定する口座より銀行口座自動振替によって行います。この場合は利用明細書を利用の都度ご確認ください。
- 2) 基本料金は、前払い制と定め、当月の基本料金の支払日は、振込による場合は前月末日を期日とし、口座振替による場合は前月の指定日（金融機関の休業の場合は翌営業日）を期日とします。
- 3) 振込による支払いは、振込手数料会員負担とします。

### 4. 基本料金・利用料金の変更

- 1) 基本料金及び利用料金が経済事情の変動、公租公課の変更その他の事情により不相応になったときは、基本料金及び利用料金の変更を要求することができるものとします。
- 2) 前項の請求があった場合は、その変更通知の 3 か月後から変更された料金を適用するものとします。

### 5. 施設・サービス利用の原則

- 1) 本施設・サービスは会員がこれを事務所使用の目的の為に使用し、その目的以外に使用しないものとします。居住や物販目的・宗教行為・反社会的思想活動・公序良俗に反する使用は厳に禁止します。
- 2) 施設は他の会員とこれを共同利用するため、互いに配慮をするものとします。他の会員へ注意事項や要望がある場合は、直接、伝えることを禁止します。

### 6. 施設利用上の注意

- 1) 会員以外の方（非登録者）がオフィスや会議室を利用する場合は、必ず登録者が同席すること。登録者が不在での度重なる利用が認められた場合、非登録者の月会費を請求します。
- 2) 施設の内外において、犬猫類、鳥類、爬虫類等臭いや声を発する動物を持ち込まないこと。
- 3) 危険物等を持ち込まないこと。
- 4) 会話、電話、PC での通話などが騒音となって、他の会員又は近隣の迷惑とならぬよう十分注意すること。
- 5) 楽器の使用、遊具使用等は禁止する。
- 6) 火災の発生の原因となる火気発生用具類は持ち込まない。
- 7) 自動車、二輪車を使用する場合は、近隣住民に迷惑をかけること。
- 8) 指定の場所以外での喫煙、飲食等は厳に禁止します。
- 9) 施設内での食事については、指定の場所にて、指定時間内のみ可能です。
- 10) 違法にあたる薬物、アルコール等の持ち込みあるいは使用、飲用ならびに製造、合成等は厳に禁止します。
- 11) 有料セミナーや有料セッションなど金銭の授受を伴うサービス提供を行う場合は、会議室を利用すること。
- 12) 施設内の受付・スタッフルームエリアで保管している郵便物、宅急便などの荷物は、保管期限を 1 か月とする。（メールボックス保管の郵便物は除く。）

## 7. 会員の修理賠償義務

- 1) 「ウィズスクエア」の施設その他のサービスは、会員相互の共有財産です。従って使用、利用に際しては、十分に配慮し、大切に使用、利用してください。
- 3) 会員は、自己の責任に帰する理由で使用スペース・機材を故障、汚損、破損させた場合は遅滞なく「ウィズスクエア」に申し出なければなりません。その場合は、修理費用、取替え費用等は会員の自己責任において行うことになります。万一、修理取替えができない場合は損害補償をしなければなりません。申し出がなく、事後発覚した場合は請求により別途罰則金とその責務の重刑により加算されます。

## 8. 「ウィズスクエア」に対する届出

会員は次の各号に該当するとき直ちにその旨を各店舗に届けなければなりません。

- 1) 本人の届出事項（住所地等）を変更するとき。法人会員の場合、利用者が変更になるとき。
- 2) 利用料金等に遅滞が生じるとき。

## 9. 転貸等の禁止

会員は利用資格の全部または一部を譲渡もしくは貸与することはできません。

## 10. 「ウィズスクエア」の利用停止権

「ウィズスクエア」は、会員が次の各号の一つでも該当したときは、直ちに会員の利用資格を解除できるものとし、会員は即時に使用を停止、利用権を返納するものとします。尚、利用資格解除後、残留した物品についても当社が任意に処分できるものとします。また、退会後に住所、電話番号、FAX 番号の利用が認められた時は、利用期間の月会費を請求するものとします。

- 1) 基本料金・利用料金を2ヶ月以上滞納したとき、若しくは、滞納が度重なるとき。
- 2) 「ウィズスクエア」の承認を得ないで機材の一部改良、ソフトの使用環境の設定変更等、または共有部分に工作をしようとしたとき。
- 3) 「ウィズスクエア」のスペース、及び付帯する施設又は機材や共有部分を故意又は重大な過失により、汚損、破損または滅失したとき。
- 4) 会員相互の共同利用秩序を乱す行為があったとき。
- 5) 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき。
- 6) 会員が無断で、第三者に利用を許可したとき。
- 7) 会員が利用注意事項6及び7の遵守事項を再三にわたり違反し、近隣者に迷惑をかけたとき、及び、利用注意事項11に違反したとき。

## 11. サービス及び施設の改定・廃止・利用制限

- 1) 「ウィズスクエア」は会員サービスの観点から営業努力によりサービスの拡充に力を注ぎますが、火災、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合は、サービス及び施設の全部又は一部を廃止し、その利用を制限することができます。この場合、当社は会員への補償はいたしかねます。

- ① 施設所有者の都合により施設の名義人の変更（譲渡）があった場合は、会員の当該施設の「ウィズスクエア」サービスは受けられなくなります。
- ② 当該施設の全部又は一部に廃止があった場合、会員は当該施設に関わる「ウィズスクエア」サービスシステム及びその施設の利用はできなくなります。

- 2) 前項の場合、会員は当該施設の変更があった日又は廃止があった日より1ヶ月前の猶予期間内に利用している施設を施設所有者（新管理者）に明け渡しをします。

- 3) 施設の名義人の変更または廃止日より1ヶ月前の猶予期間を経過した日以降で会員が引き続き利用を希望する場合は、新管理者と会員の間で新条件を協議決定しなければなりません。
- 4) 会員の情報は会員により自己管理を原則とします。
- 5) 「ウィズスクエア」都合によるサービスの停止、廃止の場合は2ヶ月前までに会員宛通知します。
- 6) 「ウィズスクエア」の会員拡大につき、共有スペースの利用が困難になるなど使い勝手が悪くなった際には、利用時間の制限をすることがあります。

#### 1 2. 利用停止等

- 1) 会員はサービスの利用を停止しようとするときは2ヶ月前の予告期間をもって「ウィズスクエア」に連絡しその届出をされた利用停止日をもって利用は停止されたものとします。
- 2) 会員が前項の通知義務を怠った場合は、違約金として、基本料金の2ヶ月分を申し受けます。

#### 1 3. 暴力団等の制限

会員が次の事項に該当した場合は、「ウィズスクエア」は催告しないで直ちに利用を停止し、本物件の明け渡しを請求することができ、会員はこの請求に応じなければなりません。

- 1) 施設を暴力団の組事務所あるいは事務営業諸活動、宗教活動、反社会的思想活動等に使用したとき。
- 2) 建物の室内外で一見して暴力団関係者として認められるような服装態度等で俳諧、放歌、高吟するなどにより、近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしたとき。
- 3) 賭博、売春、覚醒剤等にかかる犯罪活動の場所として使用したとき。
- 4) その他公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは補助したとき。

#### 1 4. 会員備品物品の点検立ち入り

会員は、会員個人の備品物品一定量を（定型キャビネット）を限度に「ウィズスクエア」施設内に保管することができますが、備品物品に関する管理は基本的に会員本人が行い、備品物品その他、保管されているものについては、保障いたしません。必要に応じて次の通り対応をすることがあります。

- 1) 「ウィズスクエア」は施設の保全、衛生、防犯、防火その他管理上必要があるとき、会員または立会人（施設の所有者、官公庁警察等公的役職員）立会いの上、備品物品の点検立ち入りができます。
- 2) 「ウィズスクエア」は非常対策のため必要がある場合、前項に依らず随時備品物品の点検立ち入りができ、その内容を巡視できます。

#### 1 5. 利用の開始

利用申込手続き終了後のサービス利用可能日以降、「ウィズスクエア」は会員からのサービス申込を受け、会員はこれを享受できます。

#### 1 6. 火災注意事項

会員サービス利用開始時に「ウィズスクエア」より非難経路及び火災その他注意事項の説明を受け遵守いただきます。同利用注意事項7及び下記事項につき、再確認ください。

- 1) 施設内は全面禁煙ですので、喫煙は指定された場所にてお願いします。
- 2) 会員の事情により火気発生器具の持ち込みがある場合（使用は不可）は受付に申し出て「ウィズスクエア」の承認を事前に受けてください。「ウィズスクエア」所定の場所で保管しますが、当該会員不在の場合保管はできません。

#### 1 7. 施設予約

「ウィズスクエア」では、会議室をご用意しています。ご利用は、指定の方法でご予約してお使いください。

18. 附則 当利用注意事項は必要により改廃し、その都度会員宛通知します。

19. 各店舗内で、規約とは異なるルールを決めている場合は、店舗内のルールを順守してください。

(2013.05.08 会員規約 初版)

(2018.5.20 改定実施)

(2022.7.1 改定実施)